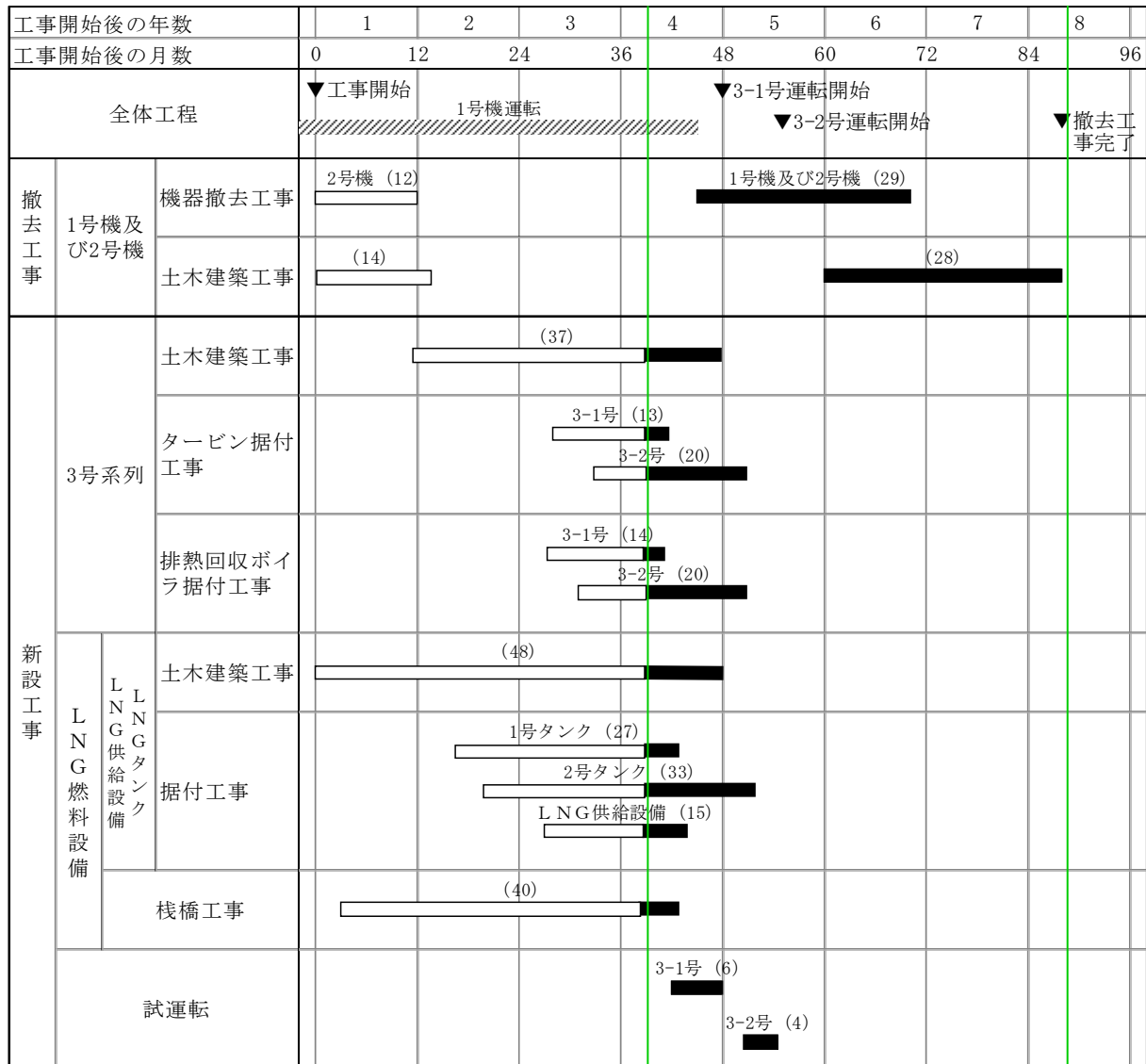


第4章 法対象事業の実施状況

工事の実績工程は、第4-1表のとおりである。新設工事は平成28年7月に完了し、撤去工事は平成31年3月に完了した。撤去工事完了後の植栽工事が令和元年9月に終了し、同年同月仙台市に環境影響評価条例に基づく工事完了届を行っている。

第4-1表 実績工程



注：1. () 内は、各工事の総月数を示す。

2. 白枠は第1回報告済み、黒枠は第2回報告済み。

第1回報告
平成24年1月～平成27年3月

第2回報告
平成27年4月～平成31年3月

第5章 環境の保全及び創造のための措置の実施状況

5.1 地域との協調及び環境保全活動の実施状況

事業の実施に際しては、地域の方々に対し事前に説明を行うとともに、工事の様子をお知らせするパンフレット「発電所だより」等の配布、工事見学会の開催等、地域とのコミュニケーションを図るための取り組みを実施した。また、地域の環境保全に貢献するために、例年6月の「東北電力グループ環境月間」の時期に発電所周辺の清掃活動等を行っている。

5.2 環境保全措置の実施状況

評価書に記載した環境保全措置の実施状況は、以下のとおりである。

[実施状況の区分]

・実施・・・実施済み、または日常的に実施している。

5.2.1 工所用資材等の搬出入に係る事項（大気環境、人と自然との触れ合いの活動の場）

No.	環境保全措置		実施状況	対象項目
1	冷却水取放水路等の既設設備を活用し、工事量を低減することにより、工事関係車両台数の低減を図る。	実施	以下の既設設備を活用し、工事量を低減した。 ・冷却水取放水路（取水・放水設備） ・排水処理設備	・大気質 ・騒音 ・振動 ・人と自然との触れ合いの活動の場
2	車両の集中を軽減するため、工程調整により工事関係車両台数の平準化を図る。	実施	工程会議・ミーティング等により工程調整を行った。	
3	排熱回収ボイラやガスタービン等の大型機器は、可能な限り工場組立とし海上輸送することにより、搬出入車両台数の低減を図る。	実施	ボイラ鉄骨やタービン等の大型機器は、可能な限り海上輸送を行った。	
4	原則として、人と自然との触れ合いの活動の場の利用が多い休日は、工所用資材等の搬出入を行わない。	実施	工程会議・ミーティング等により工程調整を行い、休日に工所用資材等の搬出入を極力行わなかった。	・人と自然との触れ合いの活動の場
5	工事関係者の通勤においては、乗り合いの徹底等により車両台数の低減を図る。	実施	通勤時の乗り合いを徹底した。	・大気質 ・騒音 ・振動 ・人と自然との触れ合いの活動の場
6	車両が集中する通勤時間帯は、工事関係車両台数の低減を図る。	実施	工程会議により工程調整を行った。	
7	急発進、急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等運転上の排出量低減策を励行する。	実施	新規入構教育にて周知・教育を行った。	・大気質 ・騒音

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
8	工事用資材等の搬出入車両の出場時には、適宜タイヤ洗浄を行い、粉じん等の飛散防止を図る。	実施	出場時にタイヤ洗浄を行った。	・大気質
9	定期的に会議等を行い、上記の保全措置を工事関係者へ周知徹底する。	実施	ミーティング時に保全措置を周知徹底した。	・大気質 ・騒音 ・振動 ・人と自然との触れ合いの活動の場

5.2.2 建設機械の稼働に係る事項（大気環境）

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
1	冷却水取放水路等の既設設備を活用し、工事量を低減することにより、建設機械使用台数の低減を図る。	実施	以下の既設設備を活用し、工事量を低減した。 ・冷却水取放水路（取水・放水設備） ・排水処理設備	・大気質 ・騒音 ・振動
2	工程調整により建設機械稼働台数の平準化を図る。	実施	工程会議により工程調整を行った。	
3	排熱回収ボイラやガスタービン等の大型機器は、可能な限り工場組立とし現地据付のための建設機械使用台数の低減を図る。	実施	栈橋ユニットやボイラ支柱等の大型機器は可能な限り工場組立とした。	
4 (1)	可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用する。	実施	排出ガス対策型の建設機械を使用した。	・大気質
4 (2)	騒音の発生源となる建設機械は、可能な限り低騒音型機械を使用するとともに、低騒音工法の採用に努める。	実施	低騒音型機械を使用した。	・騒音
4 (3)	振動の発生源となる建設機械は、可能な限り低振動型機械を使用するとともに、低振動工法の採用に努める。	実施	低振動工法機械の使用し、プレボーリング工法等の低振動工法を採用した。	・振動
5	工事規模にあわせて建設機械を適正に配置し、効率的に使用する。	実施	工事規模にあわせて建設機械を適正に配置し、効率的に使用した。	・大気質 ・騒音 ・振動
6	建設機械の稼働停止時のアイドリングストップを励行する。	実施	アイドリングストップを励行した。	・大気質
7	土砂粉じん発生の抑制を図るため、必要に応じ散水等を行う。	実施	散水等を行った。	・大気質
8	定期的に会議等を行い、上記の保全措置を工事関係者へ周知徹底する。	実施	工程会議時に保全措置を周知徹底した。	・大気質 ・騒音 ・振動

5.2.3 建設機械の稼働に係る事項（水環境）

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
1	浚渫範囲は、必要最小限とする。	実施	浚渫範囲は、取水口付近において必要最小限とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質（水の濁り） ・底質（有害物質）
2	可能な限り水の濁りの発生量の少ないポンプ浚渫を行うとともに、グラブ浚渫を行う場合には、水の濁りの拡散を低減するため、浚渫工事場所の周囲に汚濁防止膜又は汚濁防止柵を設置する。	実施	グラブ浚渫を実施し、汚濁防止膜の設置等を行い、水の濁りの拡散を低減した。	

5.2.4 造成等の施工に係る事項（水環境）

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
1	掘削エリアの水を取り除くための地下水位低下工法により汲み上げた地下水は、水質管理値以下であることを確認し、海域に排出する。（海域への排出方法を見直した。）【第1回報告済み。】	実施	地下水位低下工法による地下水は、水質管理値以下であることを確認した。 建設事務所の浄化槽により生活排水の処理を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質（水の濁り）
2	排水の浮遊物質量は、最大 90mg/L 以下、日間平均 70mg/L 以下とする。	実施		
3	建設事務所等の生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、既設排水口から海域に排出する。	実施		

5.2.5 造成等の施工に係る事項（産業廃棄物）

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
1	冷却水取放水路等の既設設備を活用するとともに、排熱回収ボイラやガスタービン等の大型機器に可能な限り一体組立やモジュール組立、ブロック化工法を採用することにより、現地での工事量を低減し、廃棄物の減量化を図る。	実施	以下の既設設備を活用し、工事量を低減した。 ・冷却水取放水路（取水・放水設備） ・排水処理設備 また、排熱回収ボイラやガスタービン等の大型機器に可能な限り一体組立やモジュール組立、ブロック化工法を採用することにより、現地での工事量を低減し、廃棄物の減量化を図った。	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物
2	撤去工事や新設工事の実施に伴い発生するがれき類については、可能な限り有効利用する。	実施	がれき類については、再生骨材や再生砕石として、可能な限り有効利用した。	
3	新設工事の実施に伴い発生する汚泥については、固化等の処理後、埋戻材等としてすべて有効利用する。	実施	新設工事における汚泥について、固化等の処理後、主に再生土として有効利用した。	

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
4	撤去工事や新設工事の実施に伴い発生する金属くず及び木くず，新設工事の実施に伴い発生する廃油及び紙くずについては，可能な限り有効利用に努める。	実施	撤去工事や新設工事の実施に伴い発生する金属くず，木くず，廃油，紙くずについて可能な限り有効利用した。 撤去工事において「廃プラスチック類」，「木くず」，「ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず」の有効利用率が低くなったのは，東日本大震災の津波による腐食・汚損等で分別・再利用が困難となったためである。また，「廃油」については，多量となった燃料配管洗浄水の水分分離が困難であり，水分を含んだまま廃油として処理したため，有効利用率が低くなった。	・産業廃棄物
5	分別回収・再利用が困難な産業廃棄物については，産業廃棄物処理会社に委託して適正に処理する。	実施	分別回収・再利用が困難な産業廃棄物は，産業廃棄物処理会社に委託し許可番号及び許可期限を確認し，産業廃棄物確認票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認した。	



5.2.6 造成等の施工に係る事項（残土）




No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
1	冷却水取放水路等の既設設備を活用することにより，掘削土量を低減する。	実施	冷却水取放水路は既設設備を活用し，掘削土量を低減した。	・残土
2	工事に伴い発生する土は，構内の埋戻し，緑化用の盛土等に利用し，残土の発生を低減する。	実施	構内の埋戻しおよび緑化用の盛土等に有効利用した。	
3	浚渫範囲は，必要最小限とする。	実施	浚渫範囲は，取水口付近において必要最小限とした。	
4	構内で利用できない残土については，構外に搬出して埋立事業等へ有効利用を図る。	実施	構外に搬出した残土はなかった。	

5.2.7 造成等の施工，施設の存在^注（動物，植物）

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
1	地形改変の範囲は，既造成地である発電所敷地内とする。	実施	地形改変の範囲は，発電所敷地内とした。	・動物 ・植物
2	工事関係者の工事区域外への不要な立ち入りは行わない。	実施	新規入構教育にて周知・教育を行うとともに，必要に応じてロープ等で区画した。	
3	騒音及び振動の発生源となる建設機械は，可能な限り低騒音・低振動型機械を使用する。	実施	可能な限り低騒音型機械を使用し，プレボーリング工法等低振動工法を採用した。	・動物
4	改変箇所で確認された重要な植物種については，工事の影響を受けない場所への移植又は播種を実施し，これらの種が活着又は成長するまで適切な維持管理を行うことで種の存続を図る。	実施	確認された重要な植物種を工事の影響を受けない場所に移植又は播種を実施し，移植地の立入禁止措置，除草，水やり等を実施した。	・植物
5	作業等で一時的に使用した場所は，使用終了後できるだけ速やかに草地の創出を行う。	実施	<p>種子（ノシバ等）の吹付を行い，速やかに草地を創出した。</p> <p>種子吹付後状況</p>  <p>(平成31年4月撮影)</p> <p>草地創出状況</p>  <p>(令和3年7月撮影)</p>	・動物 ・植物

注：環境要因の区分は，「造成等の施工による一時的な影響，地形改変及び施設の存在」を「造成等の施工，施設の存在」と表記した（以下，同様）。

No.	環境保全措置	実施状況	対象項目
6	<p>森林性の重要な動物種の生息環境を確保するため、対象事業実施区域に新たに樹林地を創出する。</p>	<p>実施 樹木を植栽し、樹林地を創出した。</p> <p>樹林地創出状況</p>  <p>(令和3年5月撮影)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物 ・植物
7	<p>〔動物〕 草地性の重要な昆虫類の生息環境を確保するために、改変箇所の草地の種子や表土等を用いて対象事業実施区域に草地を創出する。</p> <p>〔植物〕 草地性の重要な植物種の生育環境を確保するため、改変箇所の草地の種子や表土等を用いて対象事業実施区域に草地を創出する。</p>	<p>実施 表土の撒き出しを行い、草地を創出した。</p> <p>表土撒き出し状況</p>  <p>(平成31年2月撮影)</p> <p>草地創出状況</p>  <p>(令和3年9月撮影)</p>	

No.	環境保全措置	実施状況	対象項目
8	砂浜性の重要な動物種・植物種の生息・生育環境を確保するため、対象事業実施区域に新たに砂地を設置する。	<p>実施</p> <p>海側マウンド緑地の海側に砂地を設置した。</p> <p>砂地設置状況</p>  <p>(令和3年6月撮影)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物 ・植物
9	改変箇所を確認されたテングチョウの食樹であるエノキは、新たに創出する樹林地周辺に移植する。	<p>実施</p> <p>樹林地にエノキの移植を実施した。</p> <p>移植したエノキ状況</p>  <p>(令和3年5月撮影)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物
10	工事終了後は既設1,2号機跡地を草地にする等、草地面積を極力確保し、動物・植物の生息・生育環境の回復を図る。	<p>実施</p> <p>1,2号機跡地を草地にした。</p> <p>1,2号機跡地の状況</p>  <p>(令和3年9月撮影)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物 ・植物

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
11	工事終了後は、移植又は播種した植物の種子を対象事業実施区域の新たな生育環境へ播種する。	実施	<p>重要な砂浜植物の種子については、新たに設置した砂地に播種を行った。</p> <p>種子の播種状況</p>  <p>(平成28年5月撮影)</p> <p>砂地状況</p>  <p>(令和3年6月撮影)</p>	・植物

5.2.8 造成等の施工、施設の存在（生態系）

(1) 上位性注目種：ハヤブサ

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
1	地形変更の範囲は、既造成地である発電所敷地内とする。	実施	地形変更の範囲は、発電所敷地内とした。	・上位性注目種： ハヤブサ
2	営巣が確認された既設の煙突は、3号系列の煙突が完成した後、営巣期を避けて撤去を開始する。	実施	既設の煙突は、3号系列の煙突が完成した後に、営巣期を避けて平成29年度下期に撤去した。	
3	工事関係者にハヤブサの営巣状況等の情報を周知し、営巣が確認された場合は既設の煙突への不要な立ち入りを行わない。	実施	新規入構教育にて周知・教育を行うとともに、工程会議・ミーティング等を実施し営巣状況等の情報を周知・確認した。	
4	騒音及び振動の発生源となる建設機械は、可能な限り低騒音・低振動型機械を使用する。	実施	可能な限り低騒音型機械を使用し、低振動工法を採用した。	

No.	環境保全措置	実施状況	対象項目
5	事業の実施により、工事中は対象事業実施区域内の狩り場環境が一時的に消失するが、工事終了後は既設1, 2号機跡地を草地にする等、草地面積を極力確保し、動植物の生息・生育環境の回復を図る。	<p>実施</p> <p>1, 2号機跡地を草地にした。</p> <p>1, 2号機跡地の状況</p>  <p>(令和3年9月撮影)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上位性注目種： ハヤブサ
6	新設する3号系列の煙突は、ハヤブサが営巣可能な構造とする。	<p>実施</p> <p>ハヤブサが営巣可能な人工巣を設置した。</p> <p>人工巣の設置状況 (3-1号)</p>  <p>(令和4年1月撮影)</p> <p>人工巣の設置状況 (3-2号)</p>  <p>(令和4年3月撮影)</p>	

(2) 典型性注目群集（草地生態系）：草地生態系を構成する動植物及びヒバリ

No.	環境保全措置	実施状況	対象項目
1	地形改変の範囲は、既造成地である発電所敷地内とする。	実施 地形改変の範囲は、発電所敷地内とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・典型性注目群集： 草地生態系を構成する動植物及びヒバリ
2	騒音及び振動の発生源となる建設機械は、可能な限り低騒音・低振動型機械を使用する。	実施 可能な限り低騒音型機械を使用し、プレボーリング工法等の低振動工法を採用した。	
3	工事終了後は既設 1, 2 号機跡地を草地にする等、草地面積を極力確保し、動植物の生息・生育環境の回復を図る。	実施 1, 2 号機跡地を草地にした。 1, 2 号機跡地の状況  <p style="text-align: right;">(令和 3 年 9 月撮影)</p>	
4	作業等で一時的に使用した場所は、その使用終了後できるだけ速やかに草地の創出を行う。	実施 種子（ノシバ等）の吹付を行い、速やかに草地を創出した。 種子吹付後状況  <p style="text-align: right;">(平成 31 年 4 月撮影)</p> 草地創出状況  <p style="text-align: right;">(令和 3 年 7 月撮影)</p>	

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
5	<p>改変箇所の草地の種子や表土等を用いて対象事業実施区域に早期に草地を創出する。</p>	実施	<p>表土の撒き出しを行い、草地を創出した。</p> <p>表土撒き出し状況</p>  <p>(平成31年2月撮影)</p> <p>草地創出状況</p>  <p>(令和3年9月撮影)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・典型性注目群集： 草地生態系を構成する動植物及びヒバリ

5.2.9 地形改変及び施設の存在に係る事項（海域に生息・生育する動植物）

No.	環境保全措置	実施状況		対象項目
1	<p>浚渫等の地形改変は、必要最小限とする。</p>	実施	<p>浚渫範囲は、取水口付近において必要最小限とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海域に生息・生育する動植物
2	<p>栈橋は、設置面積が小さく海域を分断しない杭式ドルフィン形式を採用する。</p>	実施	<p>杭式ドルフィン形式を採用した。</p>	

5.2.10 地形改変及び施設の存在（景観）

No.	環境保全措置	実施状況	対象項目
1	<p>主要設備の形状、色彩については、仙台港の玄関口としてシャープなイメージを持たせるため、煙突の外観を流線形にするとともに、タービン建屋やLNGタンクの色彩は、水辺や松林の既存の風景と調和し、安定感を持たせるため、グレーの基調色を用いブルー系のアクセントラインを施す。</p>	<p>実施 煙突の外観を流線形にするとともに、タービン建屋およびLNGタンクはグレーの基調色を用いブルー系のアクセントラインを施した。</p> <p>発電所の色調</p>  <p>(令和3年8月撮影)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
2	<p>海側から設備の視覚遮蔽及び修景を図るため、工事で発生する掘削土を利用したマウンド緑化を海岸沿いに設ける。</p>	<p>実施 掘削土を利用しマウンド緑化を海岸沿いに設けた。</p> <p>マウンド緑化状況</p>  <p>(令和3年5月撮影)</p>	
3	<p>隣接するクロマツ林からの緑の連続性を確保するため、海岸沿いにクロマツ等の植栽を行う。</p>	<p>実施 海岸沿いにクロマツ等の植栽を行った。</p> <p>敷地境界のクロマツ等の植栽状況</p>  <p>(令和3年5月撮影)</p>	

第6章 事後調査の項目及び手法

6.1 事後調査の項目

事後調査は評価書における予測評価項目の全てを対象とし、予測評価の内容に応じて、環境の状況の確認、事業の実施状況(負荷の状況)の確認を行った。これらの事後調査の項目は第6.1-1表のとおりであり、今回の報告対象とした項目は太線の囲みで示した。

なお、環境の状況を確認する一部の項目については、調査手法を簡略化し、効果的な地点、頻度、項目を設定したほか、寄与濃度が小さく測定下限未満になる項目等については、予測条件に設定した負荷の状況の確認により予測結果と照合を行うこととした。また、環境の状態の予測が困難なため事業の負荷の程度により予測を行った項目については、発生する負荷の状況により予測評価結果との比較検討を行うこととした。

第6.1-1表 事後調査の項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用							
		大気環境	水環境	騒音振動	動物	植	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	資材等の搬出入	廃棄物の発生	
														の工事の搬出入
		窒素酸化物 粉じん等	△	○				○					△	
		騒音	○	○								○	△	
		振動	○	○								○	△	
		水の汚れ							△					
		富栄養化							△					
		水の濁り		○	○									
		水温								○				
		底質		○										
		その他								○				
		重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く)			○	○								
		海域に生息する動物				○				○				
		重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く)			○	○								
		海域に生育する植物				○				○				
		地域を特徴づける生態系			○	○								
		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○								
		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	△										△	
		産業廃棄物				△								△
		残土				△								
		二酸化炭素						△						

注：1. 太線は、予測評価項目を示す。

2. 太線内が今回(第3回)報告対象であり、それ以外の項目は全て報告済みである。

3. 調査手法の区分は、以下のとおりである。

○：環境の状況の確認

□：予測条件に設定した負荷の状況の確認(調査手法の簡略化)

A：寄与濃度が小さく測定下限未満になるため

B：より負荷の大きい工事中に環境の状況を確認するため

△：発生する負荷の状況の確認(事業の負荷の程度による予測であるため)

6. 2 事後調査の手法

各項目の事後調査の手法は第 6. 2-1 表～第 6. 2-2 表のとおりであり、調査工程は第 6. 2-3 表のとおりである。

第 6. 2-1 表 陸域動植物、生態系

影響要因	環境要素	調査内容	調査方法	調査地域等	調査期間等	保全目標	
工事・供用	造成等の施工・施設 の存在	動物	陸域動物の環境保全措置の効果の確認	動物相を現地調査により確認する。	対象事業実施区域 (第 6. 2-1 図)	撤去工事終了後 3 年目	・重要な種の生息環境が回復していること。
		哺乳類	フィールドサイン法、直接観察法、捕獲法（トラップ法）	季節ごとに 1 回			
		鳥類	ルートセンサス法、ポイントセンサス法	季節ごとに 1 回			
		爬虫類、両生類	直接観察法	春季、夏季、秋季に 1 回			
	昆虫類	一般採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法	春季、夏季、秋季に 1 回				
	植物	陸域植物の環境保全措置の効果の確認	植物相及び生育状態を現地調査により確認する。	対象事業実施区域 (第 6. 2-1 図)	撤去工事終了後 3 年目（春季、夏季、秋季に 1 回）	・重要な種の生育環境が回復していること。	
	生態系	上位性注目種（ハヤブサ）に係る環境保全措置の効果の確認	ハヤブサの営巣状況等を現地調査により確認する。	対象事業実施区域及びその周辺 (第 6. 2-2 図)	既設煙突撤去後 2 営巣期まで（繁殖期に 1 回/月程度）	・ハヤブサが対象事業実施区域又はその周辺に生息していること。	
	典型性注目群集（草地生態系）に係る環境保全措置の効果の確認	草地生態系の状況を植物相及び動物相の現地調査により確認する。	対象事業実施区域 (第 6. 2-1 図)	撤去工事終了後 3 年目	・現状と同様の草地生態系が成立していること。		

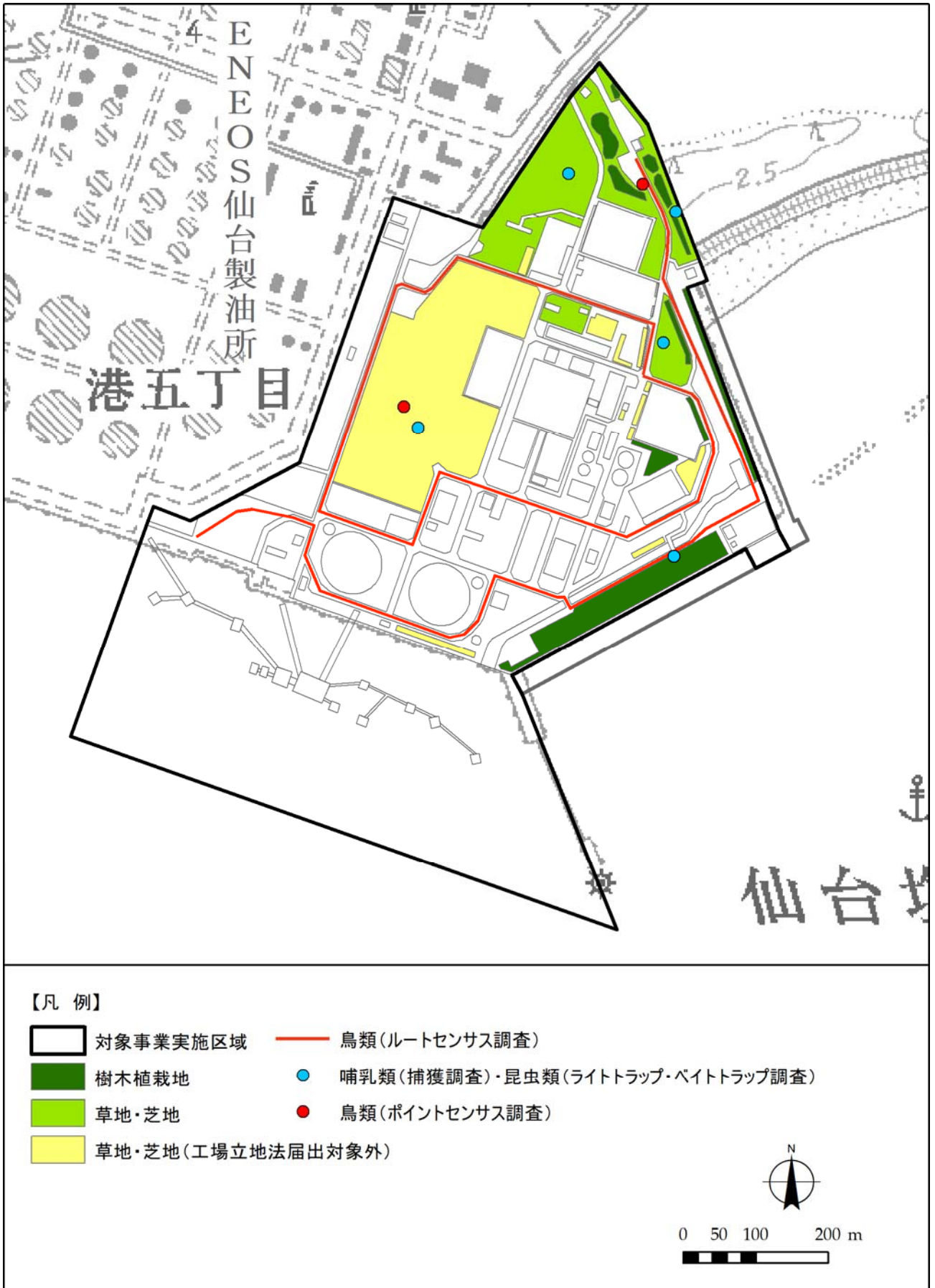
注：生態系上位性注目種以外の調査期間は運転開始後 3 年目としていたが、植栽の終了時期は撤去工事終了後であるため、撤去工事終了後 3 年目に変更した。【第 2 回報告済み】

第 6. 2-2 表 景観

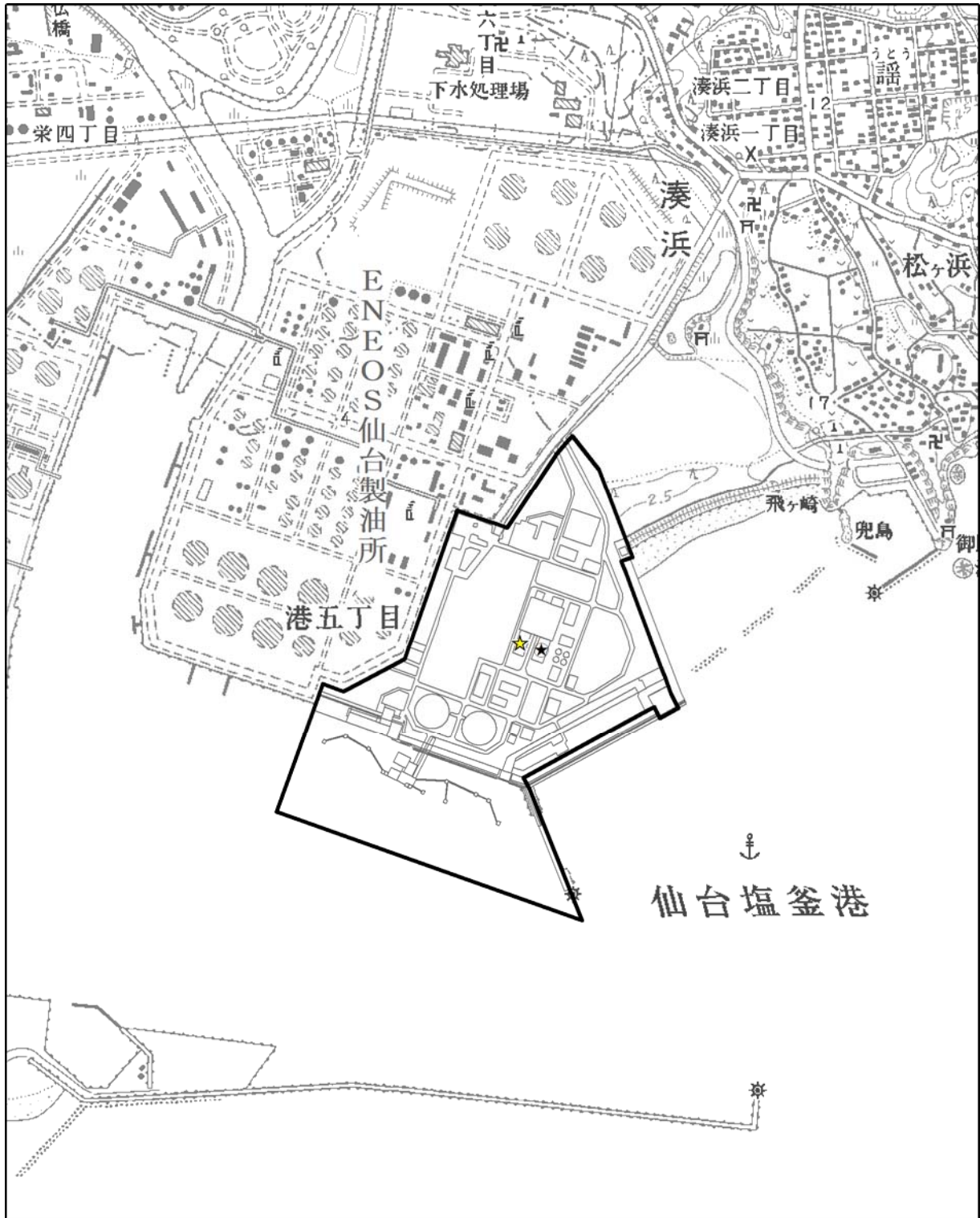
影響要因	環境要素	調査内容	調査方法	調査地域等	調査期間等	保全目標
供用	地形の変更及び施設の存在	景観の保全措置の実施状況の確認	眺望景観の変化の程度を写真撮影により確認する。	7 地点及び 1 ルート (第 6. 2-3 図)	撤去工事終了後 3 年目（夏季に 1 回）	・保全措置が計画どおりであること。

注：調査期間は運転開始後 1 年目としていたが、植栽の終了時期は撤去工事終了後であり、緑化状況が安定する撤去工事終了後 3 年目に変更した。【第 2 回報告済み】

第6.2-1図 動植物・生態系（草地生態系）の事後調査位置



第6.2-2図 生態系（ハヤブサ）の事後調査範囲

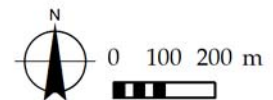


【凡例】

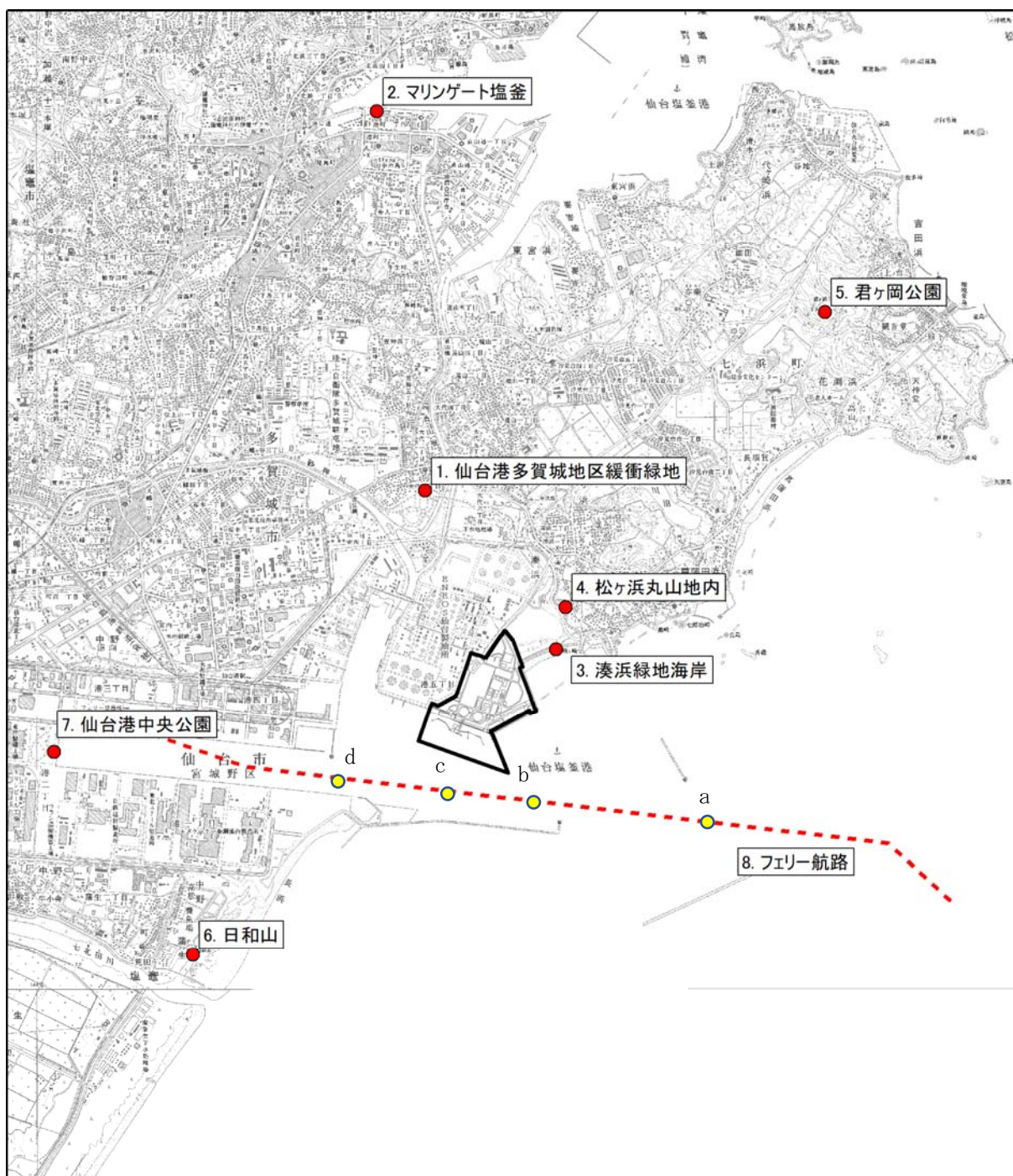
▭ 対象事業実施区域

★ 3-2号人工島

★ 3-1号人工島

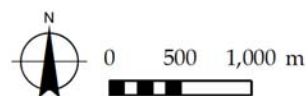


第 6.2-3 図 景観の事後調査位置



【 凡 例 】

- 対象事業実施区域
- 景観調査地点
- - - 景観調査ルート



第6.2-3表 事後調査工程

【事業工程】

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全体工程		1号機復旧工事	▽工事開始(H24.1)	1号機運転			▽3-1号運転開始(H27.12)	▽3-2号運転開始(H28.7)		▽撤去工事完了(H31.3)					
撤去工事	1,2号機			(2号機)		(1号機)				(1及び2号機)					
新設工事	3号系列 LNG燃料設備														

【事後調査工程】

凡例：□ 工程見直し調査, ■ 第1回報告済調査, ■ 第2回報告済調査, ■ 第3回報告対象調査

項目	影響要因	調査内容	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	調査手法等	
大気質	工事	工事用資材等の搬出入			■		■											
		建設機械の稼働																
	供用	施設の稼働																3-2号運転開始後1年間測定 各年度の一般局のデータ整理
		資材等の搬出入																定期点検時の工事記録より確認
騒音・振動	工事	工事用資材等の搬出入			■	■												
		建設機械の稼働			■	■												
	供用	施設の稼働																撤去工事の状況により実施時期検討
		資材等の搬出入																定期点検時の工事記録より確認
水質	工事	建設機械の稼働	■															
		造成等の施工																
	供用	施設の稼働																3-2号運転開始後1年間測定 取水及び放水温度, 周辺海域の水温
底質	工事	建設機械の稼働	■															
流向及び流速	供用	施設の稼働																3-2号運転開始後の冬・春に測定
動物	工事 供用	造成等の施工 施設の存在	■															
植物	工事 供用	造成等の施工 施設の存在	■	■	■	■												
生態系	工事 供用	造成等の施工 施設の存在	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
		典型性注目群集(草地生態系)の構成	■															
海生動植物	供用	地形改変 施設の存在																
		施設の稼働																3-2号運転開始後の冬・春に調査
景観	供用	施設の存在																撤去工事終了後3年目に写真撮影
人と自然との 触れ合いの活 動の場	工事	工事用資材等の搬出入																
	供用	資材等の搬出入																定期点検時の工事記録より確認
産業廃棄物	工事	造成等の施工																
	供用	廃棄物の発生																3-2号運開後1年間の実績を集計
残土	工事	造成等の施工																
二酸化炭素	供用	施設の稼働																3-2号運開後1年間の実績を算出
事後調査報告書の提出			▼				▼				▼	▼						
			事後調査計画書で報告済み				第1回 報告 (報告済み)				第2回 報告 (報告済み)	第2回 報告					第3回 最終報告 (今回)	調査の前倒しに伴い第2回報告の前倒し